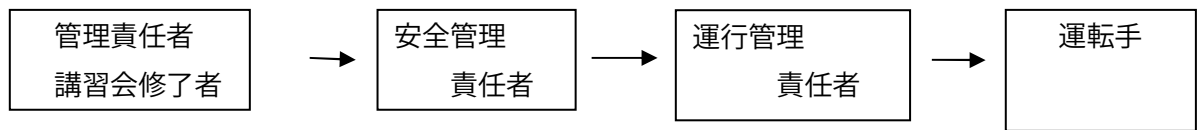


■事業の全体計画

(1) 産業廃棄物収集運搬業務の管理及び施設の運営管理体制



収集運搬業務の受託にあたっては、事前に排出事業者と委託契約を締結する。

また、産業廃棄物の収集運搬にあたっては、引き渡しを受ける際に排出事業者から管理票の交付を受け、受託した産業廃棄物とともに運搬先へ回付する。また、管理票は控えを取り本社事務所で5年間保管する。

(2) 収集運搬する産業廃棄物の運搬量

産業廃棄物

燃え殻 40t / 月
汚泥 80t / 月
廃油 380t / 月
廃酸 300t / 月
廃アルカリ 1670t / 月
廃プラスチック 120t / 月
紙くず 10t / 月
木くず 2t / 月
動植物性残渣 15t / 月
ゴムくず 1t / 月
金属くず 3t / 月
ガラス陶磁器くず 60t / 月
ばいじん 6t / 月
繊維くず 0t / 月
鋳さい 0t / 月
がれき類 1t / 月

特別管理産業廃棄物

引火性廃油 1010t / 月
引火性廃油 (有害) 40t / 月
強酸 170t / 月
強酸 (有害) 20t / 月
強アルカリ 680t / 月
強アルカリ (有害) 15 / 月
感染性廃棄物 1t / 月
燃え殻 (有害) 10t / 月
廃油 (有害) 150t / 月
汚泥 (有害) 120t / 月
廃酸 (有害) 50t / 月
廃アルカリ (有害) 190t / 月
ばいじん (有害) 25t / 月
廃石綿等 0t / 月
廃PCB 1t / 月

* 受入量と運搬量は一致している。

(3) 収集運搬業務の具体的な計画

車両毎の用途

キャブオーバ : 廃油(密閉ドラム缶)、廃酸(ケミカルドラム缶)、廃アルカリ(ケミカルドラム缶)、及びバン
汚泥及び燃え殻、及び廃プラスチック類、金属くず、並びにばいじんはオープンドラム缶に入れ密閉して運搬
感染性廃棄物(専用容器ハイゲージドマーク付き)に入れて運搬
廃石綿等(二重のビニール袋を入れたオープンドラム缶)に入れて運搬
水銀又はその化合物(汚泥、廃酸、廃アルカリ、ばいじん)は、(ケミカルドラム缶)又は、廃石綿等と同様にオープンドラム缶にて運搬
紙くず、木くず、動植物性残渣、ゴムくず、ガラス陶磁器くず、繊維くず、鋳さい、及びがれき類はオープンドラム缶に入れて運搬する。

廃PCBについては「微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン（環境省）」に従い運搬

- ローリー : 廃油を運搬
- ローリー : 廃酸、廃アルカリを運搬
- トラクタ・ : 廃酸、廃アルカリを運搬
- セミトレーラ
- 清掃車 : 汚泥を運搬
- ダンプ : 汚泥、燃え殻、ばいじんを運搬する(荷台のあおりを閉める)
- 脱着式ダンプ

収集運搬業務を行う時間・休業日等

8時から17時まで（休業日:日曜日、祝祭日、年末年始）

その他

運搬車両には「産業廃棄物収集運搬車」の看板を取付ける。

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証のコピーを携帯する。

特別管理産業廃棄物は廃棄物性状データ表を携帯する。

(4) 環境保全措置の概要

運搬に際し講ずる措置

A. 飛散及び流出の防止措置

廃油は密閉ドラムに入れて密閉して運搬する。廃酸、廃アルカリはケミカルドラムへ入れて密閉し運搬する。

汚泥、ばいじん、燃え殻についてはオープンドラムに入れて密閉して運搬する。

動植物性残さについては、オープンドラム缶に入れて密閉して運搬する。

キャブオーバについてはロープ掛け及びシート掛けを行う。

B. 悪臭の漏出の防止措置

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ及び動植物性残さについては密閉容器に入れて運搬するため。

悪臭の漏出はない

その他の産業廃棄物からは悪臭は発生しない。

C. その他の環境保全措置

廃酸、廃アルカリについてはケミカルドラムを使用する。

廃石綿等については二重のビニール袋に入れオープンドラムに入れる。

感染性産業廃棄物については専用容器(バイオハザードマーク入り)を使用する。

水銀又はその化合物（汚泥、廃酸、廃アルカリ、ばいじん）は、ケミカルドラム缶または二重のビニール袋に入れオープンドラム缶に入れる。

廃PCBについては「微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン（環境省）」に従い環境保全措置をする。

動植物性残さについては、オープンドラム缶に入れて密閉して運搬する。